

三木市とヤマト運輸株式会社との包括連携協定書

三木市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下の通り地方創生に係る包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、地方創生の更なる活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成する為、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市政のPRに関すること。
- (2) 農林水産振興、観光振興に関すること。
- (3) 防災・減災対策など地域の安全・安心に関すること。
- (4) 環境に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 子育て支援・家庭応援に関すること。
- (7) 男女共同参画社会づくりに関すること。
- (8) 高齢者・障害者支援に関すること。
- (9) その他、地方創生に係る地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取り組み内容については、甲乙合意の上、別途取り決める。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、本協定に有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙のいずれからも書面により、当該有効期間をもって本協定を終了させる旨の申し出がなされない場合は、翌日から1年間本協定は同一条件にて更新するものとし、その後も同様とする。

（本協定の変更）

第4条 甲または乙のいずれかから、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報の中で、秘密である旨を指定された秘密情報は、本協定の有効期間中又は有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示・漏洩してはならない。

ただし、事前に甲及び乙において協議を行い、開示する内容、開示する日時等の詳細を取り決めた上で実施する場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長 仲田 一彦

乙